

戸塚区品濃町最終処分場技術検討委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 本委員会は、株式会社三興企業の横浜市戸塚区品濃町最終処分場（以下「処分場」という）の行政代執行による生活環境の支障の除去を、安全且つ効果的に行うために技術的な事項を検討することを目的とする。

(検討事項)

第2条 委員会は、処分場に関する次の技術的事項について検討する。

- (1) 廃棄物の飛散を防止するために、必要な措置に関すること。
- (2) 急勾配となっている廃棄物法面について、廃棄物の崩落等の危険がない状態にするために必要な措置に関すること。
- (3) 遮水層が不備な部分からの、浸出液による地下水の汚染を防止するために、必要な措置に関すること。
- (4) 浸出液による公共用水域の汚染を防止するために、必要な措置に関すること。
- (5) その他、必要な事項の検討、協議に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織するものとする。

- 2 委員は、学識経験者等のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委員委嘱日から第2条に規定する検討事項の検討の終了日までとする。ただし、委員が欠けた場合は新たに委員を補充する。

(運営)

第4条 委員会に委員長1人、副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会の運営を主催する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるときはその職務を代理する。
- 5 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 6 委員会は、必要に応じて委員以外の専門家からも意見を聴くことができる。

(招集)

第5条 委員会は、委員長の招集により開催する。

(会議の公開)

第6条 委員会の会議は、公開する。ただし、委員長は、委員会の会議の一部又は全部の非公開を決定することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

- 2 事務局は、資源循環局適正処理部産業廃棄物対策課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成18年2月9日から実施する。